

環境未来都市推進委員会環境モデル都市ワーキンググループ設置要綱

(設置)

1. 環境未来都市推進委員会(以下「推進委員会」という。)設置要綱(平成25年5月29日制定)3.(3)に基づき、推進委員会のもとに環境モデル都市ワーキンググループ(以下「環境モデル都市WG」という。)を設置する。

(任務)

2. 環境モデル都市WGは、推進委員会の任務のうち、環境モデル都市の透明性・公平性・中立性を高めるため、選定基準の検討、選定案の作成に資する客観的評価及び選定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い、推進委員会に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1)環境モデル都市WGは、推進委員会のメンバーで構成する。
(2)環境モデル都市WGの座長は、委員会の座長が兼務する。
(3)座長は必要に応じて、環境モデル都市WGの構成員より座長代理を指名することができる。
(4)座長は必要に応じて、個別の議題について環境モデル都市WGの構成員及び協力メンバーで構成されるサブワーキンググループを設置・開催できる。

(招集)

4. 環境モデル都市WGは、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 座長は、やむを得ない理由により環境モデル都市WGを開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 環境モデル都市WGは公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、環境モデル都市WGの終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 環境モデル都市WGの庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、環境モデル都市WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要領は、平成25年7月3日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

環境モデル都市WG 構成員

(敬称略、50音順)

浅 見 泰 司

柏 木 孝 夫

鮫 島 正 浩

竹ヶ原 啓介

藤 田 壮

村 上 周 三

(以上6名)